



長野県報

1月10日(火)
平成29年
(2017年)
第2839号

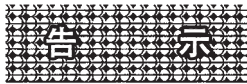
目次

告示

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定の解除（資源循環推進課）…………… 1
- 公共測量の終了（建設政策課）…………… 1

公告

- 都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（2件）（都市・まちづくり課）…………… 1



長野県告示第5号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第4項の規定により、平成19年長野県告示第450号により同条第1項の指定をした指定区域についてその指定を解除します。

平成29年1月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定を解除する指定区域
長野市信州新町大字上条481番の一部及び479番4の一部
- 2 埋立地の区分
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号

資源循環推進課

長野県告示第6号

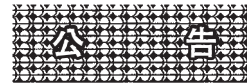
塩尻市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成29年1月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量 基準点測量（2級基準点・3級基準点）
- 2 作業期間
平成28年6月1日から平成28年10月31日まで
- 3 作業地域
塩尻市

建設政策課



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成29年1月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類
箕輪都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び箕輪町役場

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成29年1月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
箕輪都市計画道路
3・4・4号 中央線
3・5・5号 木下、三日町線
3・5・8号 西部線
- 2 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び箕輪町役場

都市・まちづくり課